

政令・ガイドライン改正のスケジュール（イメージ）

11月8日（月） 公文書管理委員会

※政令・ガイドライン改正案について議論

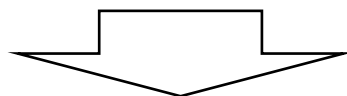
- ・委員会の議論を踏まえて、必要な修正等を行った上で、意見公募手続を実施。

1月中旬頃 公文書管理委員会

※政令改正（案）に関する諮問・答申

※課長通知案について議論

- ・政令・ガイドライン改正の決定・課長通知の決定



- ・各府省における行政文書管理規則の改正作業

3月中旬頃 公文書管理委員会

※行政文書管理規則（案）に関する諮問・答申

※ガイドライン別表の見直し作業を、令和4年度に実施予定。